議案第９７号

岡山県市町村税整理組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定に基づき、岡山県市町村税整理組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和８年１１月２５日提出

瀬戸内市長　　黒石　健太郎

［提案理由］

岡山県市町村税整理組合の組合経費については、従来から組合組織市町村の負担を最小限にとどめているところであるが、経費支出のほとんどが人件費と滞納整理に必要な費用で占めている実情に併せて、最近におけるこれら経費の急騰等により、組合分担金を引き上げ、財政確保を図る必要があることから、岡山県市町村税整理組合規約の変更を行うため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

岡山県市町村税整理組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村税整理組合規約の一部を次のとおり変更する。

第 11 条を次のように改める。

（経費支弁の方法）

第 11 条　組合の経費は、組合市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2　前項の負担金の額は、次の各号に掲げるところによる。

1. 当該年度の前年度に属する地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）に定める基準財政収入額に 1 万分の 5 以下の割合を乗じて得た額
2. この組合の行った滞納整理額（市町村税等（滞納処分費を除く。）の合算額。）に対し 100 分の 16 以下の割合を乗じて得た額
3. 滞納整理のため派遣した組合職員の旅費相当額（岡山県市町村税整理組合職員の旅費に関する条例に定める旅費）

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（負担金の納付）

第 12 条　前条の負担金は、管理者が指定する期日までに納付しなければならない。

附　則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

岡山県市町村税整理組合規約新旧対照表

現行	改正後
（経費支弁） 第11条　この組合は、その共同処理する事務の執行に要する費用にあてるため、次の各号に掲げる額の合算額に相当する金額を組合市町村に分賦する。 1.　この組合の行った滞納整理額（市町村税等（滞納処分費を除く。）の合算額）に対し100分の14以下の割合を乗じて得た額 2.　滞納整理件数を基準として1件につき20円の割合で計算した額 3.　滞納整理のため派遣した組合吏員の旅費相当額（岡山県市町村税整理組合旅費条例に定める旅費） 4.　当該年度の前年度に属する地方交付税法（昭和25年法律第211号）に定める基準財政収入額に1万分の3以下の割合を乗じて得た額	（経費支弁の方法） 第11条　組合の経費は、組合市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。 2　前項の負担金の額は、次の各号に掲げるところによる。 1.　当該年度の前年度に属する地方交付税法（昭和25年法律第211号）に定める基準財政収入額に1万分の5以下の割合を乗じて得た額 2.　この組合の行った滞納整理額（市町村税等（滞納処分費を除く。）の合算額。）に対し100分の16以下の割合を乗じて得た額 3.　滞納整理のため派遣した組合職員の旅費相当額（岡山県市町村税整理組合職員の旅費に関する条例に定める旅費） （負担金の納付） 第12条　前条の負担金は、管理者が指定する期日までに納付しなければならない。